

令和 8 年 度

業 務 仕 様 書

業務名 固定資産税航空写真撮影及びオルソ画像データ等作成業務委託

総 内 訳 表								
費 目	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費								
		撮影計画		km ²	171.26			第1号代価表のとおり
		総運航		時間	6.51			第2号代価表のとおり
		撮影		時間	4.26			第3号代価表のとおり
		滞留		日	5			第4号代価表のとおり
		GNSS/IMU計算		枚	206			第5号代価表のとおり
		数値写真作成		枚	206			第6号代価表のとおり
		同時調整		km ²	171.26			第7号代価表のとおり
		標定点測量		点	7			第8号代価表のとおり
		デジタルオルソ作成		km ²	171.26			第9号代価表のとおり
直接費計								
間接費								
		諸経費		式	1			%
間接費計								
計								
改め								
消費税及び地方消費税								10.0 %
総合計								

[illegible]

[illegible]

固定資産税航空写真撮影及び
オルソ画像データ等作成業務委託

特 記 仕 様 書

小 鹿 野 町

固定資産税航空写真撮影及びオルソ画像データ等作成業務委託

特 記 仕 様 書

第1章 総 則

(目的)

第1条 本業務は、小鹿野町固定資産税の令和9年度評価替えに向けて、公平かつ適正な課税事務を行うための資料として航空写真図を作成し固定資産管理システムで活用すること目的としており、本仕様書は、これに関する必要事項を定めるものである。

(準拠する法令等)

第2条 本業務は、本仕様書によるほか、次に示す各種法令規定に基づいて行うものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 地価公示法
- (3) 不動産登記法
- (4) 不動産登記法施行令
- (5) 固定資産評価基準
- (6) 測量法
- (7) 公共測量作業規程の準則
- (8) 小鹿野町の諸規則及び関係法令

(疑義の解決)

第3条 本仕様書の各項について疑義又は定めのない事が生じたときは、小鹿野町（以下「発注者」という）と受託者（以下「受注者」という）が協議し、発注者の指示に従うものとする。

(作業計画)

第4条 受注者は納期・工期及び地域の状況を考慮して適切な作業班を編成し、それにより各工程の細部計画を立案するものとし、業務着手届・業務工程表・現場代理人及び主任技術者届・作業実施計画書等を、作業の着手前に発注者に提出し承認を受けるものとする。

(主任技師)

第5条 受注者において本業務を計画し、指揮する技術者は固定資産税業務に精通した経験豊かなものでなければならない。

(照査)

第6条 受注者は本業務の成果に関して、照査を行い、品質の確保に努めることとする。照査技術者は、測量及びGISに精通した空間情報総括監理技術者の有資格者が実施することが望ましい。

(紛争の回避)

第7条 業務の遂行のため他人の土地に立入る場合は、あらかじめ土地の所有者の了解を得て紛争の起こらないように留意しなければならない。なお、現地作業期間中は、発注者の発行する身分証明書を必ず携行し、住民の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

(損害賠償)

第8条 本業務実施中に他人に与えた損害等は、すべて受注者の負担とする。また、業務完了後といえども、成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示に従い速やかに訂正・補正等を行わなければならない。

(検査)

第9条 受注者は業務の遂行にあたり業務の進捗状況を発注者に報告するとともに、作業工程の終了毎にその結果を報告し、発注者が必要と認めたときは、中間検査を受け次の工程に着手するものとする。

(完了)

第10条 本業務は完了届・成果品納入書とともに成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。

(機密の保持)

第11条 本業務中に知り得た秘密は、発注者の承認を得ずに他に公表又は貸与してはならない。

(情報セキュリティ)

第12条 受注者は、課税台帳及び個人情報に関わるデータ等の扱いについて、情報の漏えいが起こらないよう、細心の注意を払うものとする。また、会社内の情報セキュリティ体制が確立されていることを証明するために、受注者は契約

時に情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）及びプライバシーマークの登録証の写しを提出するものとする。

（業務管理）

第13条 受注者は、本業務の実施に際して次のマネジメントシステムにより適切に業務管理を行うことが望ましい。

(1) J I S Q 9001（I S O 9001 品質）

(2) J I S Q 14001（I S O 14001 環境）

（工期）

第14条 本業務の工期は、契約締結の日から令和9年3月23日までとする。

第2章 航空写真撮影

（要旨）

第15条 本業務は課税客対の現況把握のため、航空機デジタルセンサー（U l t r a C a m E a g l e等）を用いて航空写真画像撮影を行うと共に、オルソ画像データの作成を行うものである。

（撮影計画）

第16条 撮影計画では、デジタルオルソ画像作成を前提として、撮影内容の計画立案および業務全般に関わる人員計画の策定を行うものとする。

（撮影）

第17条 撮影は、以下の条件を満たす仕様で行うものとする。航空機は、必要な撮影装備をした場合に所定の高度で安定した飛行ができるものを使用するものとする。

(1) 本体の取り付け部にはジャイロスタビライザー（飛行時の傾きを抑える装置）のついたマウントを使用して撮影を行うものとする。

(2) 撮影は、R G B画像を取得することとする。

(3) 同一コースの撮影は、直線かつ等高度とし、別添撮影計画図の撮影によりオーバーラップ60%、サイドラップ30%を満たす機材を利用することとする。

(4) 平均地上画素寸法は、12cmを標準とする。

(5) 空中アライメントを実施する場合は、ミッション開始前と終了後に、地上

参照局上空付近で等速水平飛行と旋回を行うこととする。

(6) 撮影終了後点検を行い、再撮影の必要がある場合は、速やかに行うものとする。

(7) 撮影日時は令和9年1月1日を原則とするが、写真画質、気象条件及び安全の確保を考慮して実施することとし、詳細な撮影時期については、発注者受注者協議の上決定するものとする。

(GNSS／IMU計算)

第18条 航空機に搭載したGNSS／IMUデータ、写真撮影時刻データ及び地上参照局で取得したGNSSデータを用いて撮影した瞬間のカメラの位置と傾き（外部標定要素）を求めるものとする。また、当計算により算出された撮影時の位置及び姿勢データを、所定のファイル形式に取りまとめるものとする。

(数値写真作成)

第19条 数値写真作成（複合画像合成）は、4本のレンズを用いて分割撮影された画像を、デジタル空中写真画像処理装置を用い合成処理を施し、1枚の合成画像を作成するものとする。

(数値写真作成)

第19条 撮影終了後、次に留意し、速やかに数値写真作成を行うものとする。

(1) 歪曲収差は取り除くこと。

(2) 原数値写真の対応点は0.2画素以内で統合すること。

(3) 再配列では画像を劣化させないこと。

(4) 数値左心の色階調は各色8ビット以上で作成すること。

(同時調整)

第20条 同時調整は、GNSS／IMU計算で得られた撮影時における時刻、位置及び姿勢情報をもとに、数値写真上で画像マッチングを行い自動でタイポイントを生成し、位置情報及び姿勢情報と検証点とを調整する作業をいう。

2 タイポイントの配置は写真画像の主点付近および上下端付近に配置することを標準とする。

(標定点測量)

第21条 標定点測量は、撮影された画像によって構成される地域（ブロック）を調整計算する際に基準となる点（標定点）を設置し、設置した点の標定点測量

を行うものとする。

- 2 標定点は、ブロックの形状等を考慮してブロックの四隅と中央に原則配置するとともに、画像上で明確に判読できる点とする。

(デジタルオルソ画像作成)

第22条 デジタルオルソ画像は、地形や高低差等による数値写真の歪みを、数値地形モデル（D T M）を利用して除去し、固定資産評価に利用しやすい成果を作成するものとする。

- 2 作成するデジタルオルソ画像の地上解像度は、1 2 cmとする。
- 3 中間成果として、自動接合処理による簡易デジタルオルソ画像を作成し、固定資産管理システム（P a s C A L）へセットアップを行うものとする。
- 4 受注者は作成したデジタルオルソ画像を、L G W A N回線を通じて運用がされている固定資産管理システム（P a s C A L）にセットアップし、地番図データや家屋図データ等との一致状況を確認するものとする。
- 5 デジタルオルソ画像はシステム上へのセットアップ後、既存の地番図等と重ね表示させ発注者の検査をうけるものとし、固定資産評価への利用（前回作成したオルソ画像と比較して、同等のものになっているか）や、システムでの運用に支障をきたす箇所が発見された場合は、速やかに補正し、再度検査を受けるものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第24条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 数値写真データ（T I F F形式） | 1式 |
| (2) 撮影記録簿 | 1式 |
| (3) 撮影標定図 | 1式 |
| (4) 標定点測量成果 | 1式 |
| (5) 同時調整計算結果 | 1式 |
| (6) 精度管理表 | 1式 |
| (7) デジタルオルソ画像（T I F F形式・J P E G形式） | 1式 |
| (8) 製品仕様書 | 1式 |

(9) 品質評価表

1式

(10) メタデータ

1式